

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年6月25日
【会社名】	株式会社F F R Iセキュリティ
【英訳名】	F F R I Security, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷓飼 裕司
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役最高財務責任者 田中 重樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鵜飼裕司及び常務取締役最高財務責任者田中重樹は、当社ならびに連結子会社及び持分法適用会社（以下、「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（令和5年4月7日時点）」（以下、「実施基準」という。）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することはできない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、令和8年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。また、財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性及び金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定している。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性及び影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性及び影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社1社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。尚、設立後間もない子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

当社グループは、サイバーセキュリティ事業を主たる事業としている。売上高（連結会社間取引消去後）は、市場における製品販売の実績を示しており、事業の規模や成長性を評価する基礎となる。また、製品のブランド力や市場競争力を直接反映するため、企業の成長戦略の成果を評価する上で重要な指標であり、これを選定指標として位置づけている。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高のおおむね2/3に達している本社及び横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンターを「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの主要事業の経営成績を端的に示す「売上高」、売上に伴って発生する債権である「売掛金」並びに売上高の源泉となる「棚卸資産」、「ソフトウェア」及び「研究開発費」に至る業務プロセスを評価の対象とした。なお、上記選定にあたり、実施基準改定の趣旨を踏まえ、前連結会計年度の計画営業利益においても同様に本社及び横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンターで概ね全体の2/3に達している。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、令和8年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。